

3760
加藤三吾著

地球研究

卷上

291.99

Kab57

291.99 Ka 657n

自序

此書題して琉球の研究といふ、蓋し琉球各種の事物に就て一班の調査を試みた
 るものなり、抑も琉球の地たるや遠く南海に僻在し、其實情の詳に知られざり
 しこと既に久しく、寧ろ世に誤解せられたるやの觀なき能はず、今や沖繩縣と
 して帝國縣治の下に在りと雖も、風物尚ほ他府縣と趣を異にするもの少なから
 ずして、其地質、其氣象、其動植物、其人種、其言語、其風俗等、優に學者の
 注意を惹くに足るべきのみならず、其神話、其歴史の如き最も慎重の研究を要
 し、其教育、其産業の如き決して輕々に看過すべからざるものあり、其名所舊
 跡は以て觀光の客をして今昔の感を起さしむるに餘あるべく、其歌謠文藝も亦
 恐らくは詩人の一餐に値するものなきにあらざるへし、予曾て沖繩に在り、親
 しく其特殊なる風土に接し、其既に終を告げたる琉球王國の真相を探り、其正
 に過渡に屬する社會の事物を視察し、隨時に稿を起し、逐次に章を重ね、漸や

立會
 29. 2. 15
 圖書部

31957

く一篇の冊子を成すに至れり、茲に梓に上せて同好の士に頒つ、聊か以て琉球を紹介せんと欲するのみ、深き研究に至ては他の學者を待たん、苟も琉球を知らんと欲する人に向て一片の葉となるを得は幸甚

明治三十九年初秋

肥前平戸稗田谷の寓居に於て

卒土濱人 加藤三吾 記す

琉球の研究 上卷

目次

第一章 琉球の名稱考

- (一) 支那史上の琉求
- (二) 本邦史上の掖玖
- (三) 琉求、掖玖の異同
- (四) 琉求、掖玖の起原
- (五) 沖繩始めて琉球と稱す

第二章 琉球の開闢談

- (一) 中山世鑑、開闢の卷
- (二) (オモロ) 雙紙、昔初からの節
- (三) 遣老傳、久高島(オガン)の神話
- (四) (アマミク)の解、その遺跡
- (五) 人種論

第三章

政治沿革並ニ史論

- (一) 第一期 舜天時代より西威時代に至る
- (二) 史論の一
- (三) 第二期 察度時代より尙巴志時代に至る
- (四) 史論の二
- (五) 史論の三
- (六) 第三期 尙忠時代より尙瀨時代に至る
- (七) 史論の四
- (八) 第四期 尙育時代より尙泰時代に至る
- (九) 史論の五
- (十) 史論の六

琉球の研究

上卷

加藤三吾 著

第一章 琉球の名稱考

琉球といふ名稱は、かなり古から世に知られてをるが、さて其地理上の位置、範圍などに就ては識者の間に多少の異論がある、予は今茲に支那と本邦との古史に據て、この名稱の起原、沿革などを考へてみるのも、おなごち無用のことであるまいと思ふ。

(一) 支那史上の琉球
支那の古史に見ゆる琉球の記事を列挙すれば、まづ隋書東夷列傳に

隋煬帝大業元年、海師何瓚等奏、每春秋二時天晴風靜、東望依稀似有煙霧之氣、亦不知幾千里、三年、煬帝命羽騎尉朱寬入海來訪異俗、何瓚言之遂與瓚俱往、因至琉求、言不相通掠一人而返、四年、煬帝復令寬慰撫之、琉求不從、寬取其布甲而還、時倭國使來見之曰、此夷邪久國人所用也」とあるを始として、趙汝适の諸蕃志ニハ

琉球國當泉州之東、舟行約五六日程(中略)、土人間

琉球の名稱考 支那史上の琉求

とあり、文獻通考の四裔門ニハ、談馬額等國」

流求國居海島、(中略)、旁有毗舍耶國、語言不通、祖裸肝唯殆非人類」

とあり、宋史流求本傳ニハ、流求國在泉之東、有海島曰澎湖、煙火相望、(中略)、旁有毘舍那國、語言不通、祖裸肝唯殆非人類」

淳熙間、國之酋豪嘗率數百輩、奔至泉之水頭、圍等村肆行殺掠(下略)、

と記され、元史にも亦次の如き記事がある、流求在外夷最小而險者也、漢唐以來史所不載、近代諸蕃市舶不聞至其國也、世祖至元二十八年九月、海軍副萬戶楊祥請以六千軍往降不聽命則伐之、朝廷從其請、尋書生吳誌斗者上言、生長福建熟知海路利病、以爲若欲收附、且就澎湖發船往諭、相水勢地利後與兵未晚也、冬十月乃命楊祥充宣撫使給銀符、吳誌斗禮部員外郎、阮監兵部員外郎、并給銀符、往使瑠求」

至元二十九年三月二十九日楊祥自尾路汗澳舟行、至是日巳時、海洋中正東望見山、長而低者約去五十里、祥稱是瑠求國、監稱不知的否、祥乘小舟至低山下、以其人衆不親上、令軍官劉闔等二百餘人、以小舟十一艘軍器領、三嶼人陳輝登岸上、人衆不曉三嶼人語、爲其殺死者三人遂還

以上の記事を見るに、琉求といふのも、琉球といふのも、流求も、瑠求も、今の所謂琉球沖繩島を指したのも、決して考へられない、何故なれば、諸蕃志の「往售三嶼」といふに就ても、その流球は三嶼即ち澎湖島と海路甚だ遠からぬことが知られ、宋史に「有海島曰澎湖、煙火相望」といふに至つては寧ろ臺灣島の西岸であることを暗示してをる、文献通考其他に見ゆる「毘舍耶」と「談馬顔」とは恐らくは(フィリピン)群嶋中の(ピサヤ)嶋と(タマラン)嶋のことであらう、さうすれば澎湖島と煙火相望みて(フィリピン)諸島と近く相接する一大海島こそは、今の臺灣島でなければならぬことは殆んど疑を容るゝ餘地がないと思ふ、元代に至つて、福建の書生吳誌斗等は、瑠求本國が更に遠き海洋中に在ることを認めたらしいけれども、楊祥、玩監等の到達し

た「海洋中正東望見山有、長而低者約去五十里」といふのは、やはり臺灣島の西北岸としか思はれない、

(二) 本邦史上の掖玖

九州島の西南から遠く臺灣島に連なる一帯の列島に就ては、本邦古史の上に少なからず其記事が見えてをる、まづ、日本書紀ニ

推古天皇二十四年三月掖玖人三口歸化、夏五月夜句人七口來之、秋七月亦掖玖人二十口來之、先後并三十人皆安置於朴井、未及還皆死焉

とあるを最初として、此時代から奈良朝の末までの間に、掖玖、多禰、吐火羅、奄美、度威、阿兒奈波、球美、信覺、などの島人が、歸化したとか、來朝して方物を貢したとか、朝廷から使を遣はして島々の圖を徴したとか、島人に位を授け祿を賜つたとか、の事實は數多認め得られる、就中、續日本紀ニ

天平勝寶六年二月丙戌勅太宰府、去天平七年、故大貳從四位上小野朝臣老、遣高橋連牛養南島、樹牌、而其牌經年今既朽壞、宜依舊修樹、每牌顯著島名、并泊船處、有水處、及去就國行程、遙見島名合漂着之船知所歸向

一作多禰、唐書亦作多尼、多禰國即南海諸島、於後總而稱之南島者是也、と記して居る、

(三) 琉求、掖玖の異同

隋の朱寬也、元の楊祥などの到達した琉求は、今の臺灣島の西北岸であることは前に述べたが、むかし支那人が琉求といつたのは、單に臺灣島のみでなく其東北に連なる列島をも含んだ總稱でなければならぬ、かの楊祥が瑠求國と認めて上陸せんとした時に、否らすと云て争つた玩監は、吳誌斗等と同じく此所は僅に琉求の一部分に過ぎないことを信じて居たらしい、けれども彼等は未だに今の沖繩島に達することができなかった、それは兎も角も、日本書紀に

推古天皇十五年秋七月戊申朔、庚戌、大禮小妹子遣於隋、以鞍作福利爲通事、十六年夏四月、小野臣妹子至自隋、(中略)、九月辛未朔、辛巳、隋使裴世清歸、則復以小野妹子臣爲大使、吉士雄成爲小使、福利爲通事、副于隋客而遣之、妹子等が推古天皇十五、十六年の二度隋に

とある記事は、如何に王朝が南島の經營に心を用ゐられたかを見るに足るもので、南島一帯は曾て筑紫太宰府管轄の下に在つたことの証據を示してをる

けれども、惜しいことには「淳和天皇の天長元年秋九月、太宰大貳從四位下小野朝臣岑守の議に従ひ、右大臣藤原多嗣奏して、多禰島を廢し、益救、能滿を大隅に合す、南島之より通せず」といふことがある、當時岑守等建議の主意は「多禰は南方海中に在りて人弱し、國家の干城にあらず、又南島の貢は鹿皮百枚を納るのみ、而して島司の給物は準稻三萬六千束なり、出入相償はず」といふにあつて、之より南島は一旦我管轄外に放棄されたやうな状態になつた、茲に、掖玖といひ多禰といふのは、今の屋久島と種子島に當るけれども、これが往々南海一帯列島の總稱を意味したことを注意せねばならぬ、新井白石も其南島志に

天武天皇二十一年秋、所遣多禰島使人等貢多禰國圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、所謂多禰國亦是琉求也、當是時南海諸島地名未詳、故因其路所由而名、多禰島即路之所由、而後隸大隅國、

琉球、掖玖の起原

使した年は、正に煬帝の大業三年四年で、朱寬等が琉球を征して其布甲を取て還つた時は、ちようご妹子等が隋都に滞在した時に當るから、隋書に「時倭國使來見之曰此夷那久國人所用也」との一節は、當時我が掖玖人が如何に遠く海南列島の南方に擴かりつゝあつたかを知るに足るもので、(ドクトル、リース)氏が「臺灣南部なる瑯瑯種族は琉球人の遺孽なり」と言はれたるも、偶々これ等の事實を証してをると思ふ

つまり、支那人は閩浙沿岸から舟出して澎湖、臺灣其他東海洋上に認め得らるゝ島々を概して琉球と呼ひ、我邦人は九州沿岸から舟出して掖玖、多爾、奄美、其他西南海上に認め得らるゝ島々を總へて掖玖と稱し、同一の列島に對して我よりは之を掖玖といひ、彼よりは之を琉球といひ、掖玖と琉球とは異名にして同實であつたものと考へられる、新井白石は南島志に

曰那久曰掖玖曰夜句曰益久曰益救、東方古音皆通、此言掖玖、附書以爲那久、即是琉球也

(四) 琉球、掖玖の起原

宋史との琉球も、元史の瑠求も、其他、智証傳に流球とあるのも、性靈集に留求とあるのも、中山傳信錄に瑠球とあるのも、其字劃こそ各不同であるが、其發音は共に異なる所なく、決して其文字に意義を有するものでないことは、(チャンブレン)氏も「琉球の名稱に用ゆる種々の文字は、單に音聲を現はさんと試みたる結果お過ぎす云々」といつてをる如くで、かの掖玖の名稱にも種々の文字を當てゝをるのと同じであると思ふ琉球と掖玖とが事實に於て一致してをるとすれば、其發音に於ても一致せねばならぬが、思ふに掖玖と琉球とは古代の發音共に甚だ近かつたもので、本來我に於て南海列島の總稱であつた所の掖玖といふ名稱を、彼に於ては球求の文字で現はしたものであるまいか、即ち琉球は掖玖の譯字であるまいか、そこで、掖玖とは何の意義かとの疑問起ることとなるが、(バチエラー)氏の(アイヌ)語典に據れば、(アイヌ)語として(タン)子(一)は長き島、(ユック)又は(ヤック)は鹿の嶋又は獸皮の貢と解することができ、これを或は南嶋名稱の起原を説明してをるものであるまいか、

五 沖繩始めて琉球と稱す

沖繩始めて琉球と稱す

琉球の羽地按司朝秀向象賢は、慶安三年に中山世鑑を撰し、具志頭親方文若蔡温は享保七年に中山世譜を編した、此兩書は琉球の正史であるが、共に琉球といふ名稱の起原を

隋大業三年、煬帝命羽騎尉朱寬入海訪求異俗、海師何蠻言之、遂與蠻俱抵本國、遙觀地界於波濤間、蟠旋蜿蜒其形若虬浮水中、名曰流虬

といひ出したのを、清人徐葆光は中山傳信錄に之を引証し、其他に世法錄にも此説が記されてあるが、抑も朱寬等の到達した琉球は沖繩島でなかつたことを事實とすれば、此説は根據を失はねばならぬ

琉球談の著者森島中良は萬象雜俎に「龍宮即ち綿津見宮は琉球なり」と説き、屋代弘賢ハ琉球狀に「秀郷依龍神請行龍宮とあるも琉球なるべし」と言ひ、通証の鑑真和尚傳に「或漂日南或龍宮」とあり、僧袋中の琉球神道記に「琉球王阿勝記龍宮城」との記事見ゆ、馬琴翁も「按するに龍宮は琉球なり」となし、本居宣長大人も龍宮に關する一説を立てゝをるが、兎に角に、琉球即龍宮説はあまりに牽強附會の傾きがある

つまり、隋書の琉球も、諸蕃志の琉球も、文献通考と

今の沖繩島は、其むかし「阿見奈波」の名を以て、南嶋中の一に數へられたが、島人は今も尙ほ一般に「オヤナ」(ヲ)と稱へてをる、明治十年に伊知地眞馨氏は沖繩志を編してから、始めて沖繩と呼ふこととなつたが、此名は地形細く長く沖に繩を浮へたやうのことから出たのである、

さて、琉球の二字が、何時の頃からこの沖繩島に冠せられるに至つたかといふに、かの朱元璋が元に代り支那を一統して國を明と號し、内亂を定めて金陵に都し、更に力を東海に伸はさんとして、洪武五年に行人楊載に命し、先づ九州に懷良親王を訪はしめ、其歸途に瑠求を招き諭さしめたのであつた、詔文に

昔者帝王之治天下、凡日月所照無有遠邇、一視同仁、自元政失綱、天下兵爭者十有七年、四方遐裔信好不通、朕起布衣開基江左、命將四征不庭、西平漢主陳友諒、東縛吳王張士誠、南平閩越、北清幽燕、朕爲臣民推戴即皇帝位、定有天下之號曰大明、建元洪武、是用遣使外邦播造朕意、使者所至彌臣入貢、唯爾瑠求在中國東南、遠處海外未及報知、茲特遣使往諭、爾其知之、故諭

とあつて如何にも堂々たるものだ、しかるに楊載が此詔書を齎らして往つた地は何處であつたかといふに、澎湖と煙火相望む琉球にもあらで、楊祥等の上陸を拒んだ琉球にもあらで、實に今の沖繩本島に外ならなかつたので、其上陸點は首里と那覇との中間なる泊と呼ぶ一小津であつた

抑も、この洪武五年といふ年は、後龜山天皇文中元年で、南北兩朝の戦亂正に酣なる時に當るが、當時の阿兒奈波島も酋長三方に割據して、北の國頭地方には今歸仁按司あり、南の島尻地方には大里按司あり、中部に首里按司あり、互に勢力を競ひつゝあつた時で、楊載先づ首里按司に傳ふるに及び、按司は歡び迎へて詔を受け、臣と稱し使を遣はして方物を獻したるので、明太祖は之を嘉して鍍金銀印を賜ひ、名を察度と改めしめ、琉球國中山王といふ封爵を授けた、時正お洪武十六年である

そこで、今歸仁按司も大里按司も、勢力の權衡を保たんとために、前後して使を明に遣はし臣と稱して方物を獻したが、明主は之等にも駝紐鍍金銀印を賜ひ、各々冊封して琉球國山北王伯尼芝の爵號を今歸仁按司に、

琉球國山南王承察度の爵號を大里按司に與へた、これを實に阿兒奈波島が琉球の名稱を得た端緒で、所謂琉球王國といふのも亦此時から始まつたと見ねばならぬ、現に沖繩本島の國頭、中頭、島尻、三地方に於て、北山、中山、南山の古城址依然として當年のおもかけを殘して居る

第二章 琉球の開闢談

琉球に現存する記録歴史の中で重要なものは何かと問は、必らず先づ指を中山世鑑と中山世譜と球陽とに屈せねばならぬ、世鑑は向象賢の撰で、凡て和文を以て記し殆んど「琉球の古事記」と見るべく、世譜は蔡温の編にかゝるもので、全く漢文を以て記し實に「琉球の書紀」といふべく、球陽は琉球評定所の秘書であるが、世鑑と世譜とを増補したものに過ぎない、其他清人徐葆光の中山傳信錄とか、薩人伊知地氏の沖繩志なども多少參考になるべきものである、けれども琉球の開闢を談するに當つては、第一に中山世鑑を經とな

し、次に(オモロ)雙紙と遺老傳とを緯となして、之に遺跡、口碑などを參酌するを最も適當と思ふ、

一 中山世鑑、開闢の巻

中山世鑑は、慶安三年に琉玖の攝政羽地按司朝秀の撰にかゝり實に流玖史の嚆矢であるが、當時政治上の意味からして其記事幾分か潤飾された點が見ゆる、けれども其「開闢の巻」は、巧に傳説と遺跡とを融合して神話と國狀とを調和したもので、琉玖國初の体裁は都合よく整理されたものである、茲に其一班を擧ぐ

曩者天城に阿摩美久と云神御座しけり、天帝之を召し宣けるは、此下に神の可住靈所あり、去れども未だ嶋と不成事ころくやしけれ、爾降りて嶋を可作との下知し給ける、阿摩美久畏り下り見るに、靈地とは見ゆれども、南海の浪は北海に打越し、西海の浪は東海に打越して、未だ嶋とは不成けり、去程に阿摩美久天へ上り、土石草木を給はれば島を作りて奉らんとを奏しける、天帝睿感有りて土石草木を給りてければ、阿摩美久土石草木を持下り島の敷を作りてけり、先づ一番に、國頭に邊戸の安須森、次に今鬼神のかなひやぶ、次

に知念森、齊場嶽、敷薩の浦原、次に玉城あまつつ、次に久高こぼら森、次に首里森、眞玉森、次に嶋々國々の岳々森々を作りてけり、數萬歳を經ぬれども、人も無れば神の威も如何てか可顯なれば、阿摩美久又天へ上り人種子を乞給ける、天帝宣けるは、爾か知たる如く、天中に神多しといへども、下神無し、されはとて默止すべきにあらずとて、天帝の御子男女を下さ給、二人陰陽和合は無れども、居所並か故に往來の風を繰して、女神胎給、遂に三男二女を生給ふ、長男は國の主の始也、之を天孫氏と號す、二男は諸侯の始、三男は百姓の始、一女は君々の始、二女は祝々の始也、其よりして夫婦婚分の儀はあらわれけり、守護の神も現し給、きみまもん」とを稱し奉る、(下略)

二(オモロ)雙紙、昔初からのふし

(オモロ)雙紙は「琉球の萬葉集」と見做すべきもので、古來口傳に因て沖繩各部落に散在してあつた(オモロ)を、三百七十餘年前に平假名で書き集めたものであるが、冊數二十二卷の中に納むる(オモロ)の數實に一千五百餘首に上り、何れも古色擲すへき神歌である、中に

(オモロ)双紙昔初からのふし

は比較的新しく作られた種類もあるが、往々最古の神歌と認むべきものがあつて、之を吟味すれば彷彿として「阿兒奈波」の太古をさしやいてをると思はれるのを少なからぬ、特に(アカキエト)の(オモロ)御雙紙と題する巻中に昔初からの節としてある(オモロ)は、實に沖繩の開闢談で、世鑑、開闢の巻も全く此(オモロ)を布演したらしく思はれるほどである、左に一節を擧ぐ

わかぎるとのおもろ

むかしははじめからのふし

一むかしはトまりや、てだこをふぬしや、きよらやてりよわれ

せのみはじまりに、てだこをふぬしや、きよらやてりよわれ

(太古ノ始ニ、日ノ大神ハ、麗ラカニ輝ヤキ座セリ、)

二てぶいちろくが、きさんしちへ、みれば

てだはちろくが、きよしちへ、みれば

(日ノ神行幸ノ時、遙ニ見下シテ、眺メ給エバ)

六

三あまみさよは、よせわちへ、しまつてわちへ
しねりさよは、よせわちへ、くにつくれて、わちへ

(「アマミク」ハ、詔宣サレテ、島國ヲ造レヨト)

四こらさのしまく、しまつくらぎやめも
こらさのくにく、くにつくらぎやめも

(若干ノ島々國々、造ル迄モ)

五てだこらさされて、あまみやすぢやなすな
せのみうらされて、しねりやすぢやなすな

(日ノ神ハ待遠シガリテ、古代ノ人類ヲ造リ了ヌ)

六しやりば、すじやなしよわれ

(斯クシテ、下界ハ造ラレ給ヘリ)

(三)遺老傳、久高島(オガン)ノ神話

遺老傳は「琉球の風土記」ともいふべき書で、羽地按司が中山世鑑を撰した時に、古老の口碑傳説を書き綴つたものであるから、雑多の事柄が記されてゐるが、就中、各地の(オガン)に關する神話などは最も注意すべ

き價值がある、茲に(オガン)といふのは、沖繩の各部落に數多見出さるゝ靈地で、何森、何岳と稱へて境内の樹木を折るさへ禁せられて、古來神聖に保存された一種の祈願所である、由緒不明の(オガン)には磨製、打製の石斧を出して、たしかに石器時代種族の遺跡と見るべき洞窟も多々あるが、曲玉、古鏡などを埋藏する古墳状の(オガン)も實に少なからぬのである、那覇の(グスク)岳、泊の(アメク)、首里の(カナグスク)、大山(ヤラツ)森、名護の(ナングスク)、中城の佐敷、伊集等の(オガン)所在地に就て附近の地形を觀察する時は、原始時代に於ける村落の位置並に其沿革の狀勢を想ひ浮へることが出来る、

沖繩島の島尻郡東岸に近く久高と呼ぶ小島があつて、島の中に(コボー)森と呼ぶ(オガン)がある、これは「耕作始」の(オガン)として、古は國王親しく年の二月に參詣したものである、遺老傳には久高島(オガン)の由来を漢文で記してゐるが、譯して茲に擧ぐ

天孫氏の代に、(アナグノシー)と(アナグノフア

一)となん呼はるゝ老夫婦あり、始めて久高島に住み、漁獵なごして暮しけり、ある日に翁は伊敷泊

(アマミク)の解、ろの遺跡

といふ所に魚釣してありけるに、白き壺一つ岸邊に漂ひ寄りける、翁は壺を拾ひ取らんとて進めば、壺は靜に岸邊を離れて去り、翁は退けは壺は再び漂ひ來り、さりとて遠く流れ失せることもなし、翁は奇しく思ひて媼に告げれば、媼の曰く、この壺は必らず神靈あるならめ、と先づ身を清めて祈り待ちけるに、壺は果して波お揺られながら自然に媼の手の上に乗れたりける、翁媼は喜び携へ歸りて披き見れば、壺の中に數多の種子あり、は之を彼方此方に播き散らしけるに、麥は春に熟し、粟と黍とは夏お熟し、椏榔は高く秀で、阿佐嘉志幾與は繁茂して深き森を成したりければ、(キミマモノ)現はれ給ひて此森に來り遊ぶに至り、次第に神々しき趣を添えける、但しくだんの白壺は森の中に埋めて石を疊み閉をなし置きけるが、或人會て之を掘り出さんとて、一鉄入れるや否や、烈風大雷起りて其人忽ち死したりとなん、

(四) (アマミク)の解、ろの遺跡

向象賢は中山世鑑に於て、「天城に阿摩美久と云神御座

七

しけり、といひ、「長男は國の始也、之を天孫氏と號す」といつて、阿摩美久と天孫氏とを各々一人と見た、然るに蔡温はこの世譜に基つきて中山世譜を編したのであるが、その上世記に「時有一男一女、生于大荒際、男名志仁禮久、女名阿摩彌姑」といひ、「天孫子生三男二女、長男爲天孫氏國君始也」といつて、天孫氏を天孫子の長男となし、阿摩彌姑と志仁禮久とを男女二人と解したの頗る奇怪である、其他に伊知地氏は沖繩志に於て、「上記」といふ書の泡波限國知と北佐奈姫とを取て、直に志仁禮久と阿摩彌姑に當てたのも甚だ無意味で、或人は天孫子の三男を上下中下綿津見の三神ならんといひ、又、天孫氏と速秋津彦命の御子なるへしといひ、又は、瓊々杵尊の皇子火照尊の遺裔なるへしといひ、或は君々を豐玉姫となし祝々を玉依姫とす如き人あるに至つては、臆測愈々出て、愈々牽強附會に陥つたものといわねばならぬ

世鑑にも世譜も「天孫氏の裔相傳ふこと二十五紀一萬七千八百二年乙丑に起り丙午に終る」と記したのは、徒らに國初を悠遠にせんとした結果に外ならぬと思ふが、蔡温は世譜に於て附書宋書等の流求記事を引出

し來て、類に沖繩天孫氏時代の風俗を説て居るのは、恰も隣家の古日記を擔き出して自家祖先の事と誤信したやうなものである、つまり、世鑑、世譜等に於ける、天孫も天孫子も、阿摩美久、志仁禮久の男女も、天孫氏も君々祝々も、凡て國初の体裁を飾らんとしたに構造したもの、こんな固有名詞の神々があつたとは決して思はれない、此等の存否を眞面目に論ずるのは、恰も隊商が砂漠中に屋氣樓の幼影を逐ひ回るに似たことで、寧ろ滑稽である、

今日、島民の多數は、(アマミク)の名を記憶して居るけれども天孫氏の名を知らぬことは事實で、沖繩の各地方に(アマミク)の遺跡は多々見出さる、けれども天孫氏の遺跡を存しないことも亦事實である、思ふに天孫氏といふのは(アマミク)の漢譯で、(アマミク)は(アマミコ)又、(アマミキョー)又、(アーマンチユー)と發音せられ、決して一箇人の名にあらで、必らず原始時代の種族を呼ぶ所の總稱でなからねばならぬ、されば、(オモロ)、(アオリヤエガフシ)に

あまみきよが、うさましよ、このをふしは、おれたれ、ともすへ、をきやがもいす、ちよわれ

(天ノ御子ガ、詔宣モテ、此大島に、降臨ナサレ、幾百歳も、國土ヲ守リ座マセ)

しねりさよが、うさましよ、このをふしは、おれたれ、ともすへ、をきやがもいす、ちよわれ

(同前)

又、(オモロ)、(ウラオソイフシ)に

あまみよから、あいちへきみやれば、くもこいる、てるやわかてちよわれ

(上ノ世カラ、知遇ノ君ニシアレバ、立派ニ、光

リ榮エテ座マセ)

いねりやから、つはこきみやれば、くもこいる、てるやわかてちよわれ

(同前)

(オモロ)は口つから誦ふに調子好からんため、凡て同意義の事を、對句で繰返すを常としてをる、茲に(シチリキョ)とあるは(アマミキョ)に對した語で、共に「天の御子が」といふことを意味し、(アマミヤカラ)と(シチリヤカラ)といふのも對句で、單に「上ノ世カラ」といふことを意味してをるに過ぎない、古歌作田節に

あまみきよのおかみ、あまくたりみそち、つく

るしまくにや、よゝにさかる

(天御子ノ、御神、天降り召サレテ、造ル島國ヤ、代々ニ榮エル)

とあつて、上世に神人が天から降り來て此國を始めたといふのが、沖繩神話の形式であるから、(アマミク)は「天降りるの神人」であると同時に、「上世の人」と解することができるのである、

久高島の神話に於ける(アナグ)の子と(アナグ)の姪と呼ぶ、穴居の翁媪も即ち(アマミク)で、其遺跡は島人現に(アーマンチユー)の(オガン)と稱へ、又、知念(オカワノクン)と玉城(オケミア)といふ所にも(アマミク)始めて稻を播いたといふ遺跡あり、濱比嘉島にも(アーマンチユー)の墓と呼ぶものあり、轟洞に(アマミク)の田形を傳へるものあり、砂川島に(アーマンチユー)の産所と稱する所あつて、其他各所の(アマミク)遺跡も決して一箇人の遺跡でないことは明白で、何れも別々に神聖なる(オガン)として今に尙ほ保存されてをる、

(五人種論)

沖繩島に渡つて、親しく其島民に接し、姑らく其人種上の観察をなすならば、少なくとも其間三種の類別あることを発見することができ、第一種は、狭顔で、斜顔で、隆鼻で、鬚髯あり、多くの點に於て蒙古式の特徴を具へてをる、予は之を(アマミク)種族と呼ぶ、第三種は、方顔で、圓眼で、廣鼻で、鬚髯に乏しく、多くの點に於て、馬來式の特徴を具へてをる、予は之を(フイヌシマ)種族と呼ぶ、第三種は、(アマミク)種族と(フイヌシマ)種族との兩特徴を混有してをる、予は之を(マンチャ)種族と呼ぶ、而して(アマミク)種族の模型は、上流士人又は(ノロクムイ)等の神職間に於て多く見出され、(フイヌシマ)種族の模型は、下流農民又は漁夫の間に於て多く見出され、(マンチャ)種族は、上流にも下流にも多く見出される、もつとも此他に、久米村一部落の種族があつて、今に尙ほ閩族三十六姓の末裔と自稱してをるが、之は單に其家の系圖を楯としてをるに過ぎないもので、人種上から見れば、やはり(マンチャ)種族の一派に屬すべきものである、蓋し洪武、永樂年間に、明の太祖及成祖は、琉球懷柔の手段として、閩浙地方の舟人三十六姓を沖繩

に移住せしめ、通譯又は文書交通などの事に従はしめたが、當時移住したのは、殆んど男子のみで、之が妻女となつたのは凡て沖繩人であつたから、數代の後に、言語も飲食も大概沖繩に化せられて、今日にては其人種の特徴さへも全く混亂して了つたのである

何れの時代に何れの方向から渡來したものであるか、この兩種族の何れが此島の先住者であるか、などの疑問を決せねばならぬが、予の見るところでは、沖繩島の原人は、やはり石器種族で、あることは其遺跡と遺物とに因り知られて、石器の質から考へれば他より渡り來たものらしい、それから遠き昔に(マライ)系の種族は北進して此列島に移植し、更に九州島の南東部までも傳播したもので、現存する(フイヌシマ)種族は此遺裔であると思はれる、しかし、我が本國の天孫種族が、九州の一端に降臨せらるゝに及びて以來、此天孫種族の一派は南進して列島の各所に渡來し、或は奄美島に移りて開拓し、或は久高島を経て沖繩島の知念、玉城地方に渡り耕種の事を始めたものもあり、次第に原住の(フイヌシマ)種族を馴服して、推古天皇時代に當つて

は、風化遠く臺灣の西北岸にも波及したらしき、奈良朝の末には、南島の大半既に我が王化に浴したと見え、ゆる、予は之を(アマミク)種族の第一移住時期といふ、それから、淳和天皇時代に、南島は一旦我に捨てられ久しく南海の中に孤立するに至つた、けれども、下つて南宋淳熙年間には(フイリヒン)諸島から襲來した倭悍な毗舍那人が臺灣全島を占領するなどの事あり、我に於ては源平二氏海内に跋扈し、卓犖の士往々出て、武を南島に試みんとするものあり、或は平氏の餘党相率ひて難を南島に避くるものあり、或は舜天沖繩に自立するなどの事もあつて、又もや茲に(アマミク)種族の第二移住時期を見るに至つたのである、

ところが、我南北朝の紛亂時代に當り、明の朱元璋は頼に南島の懷柔を試み、爾來琉球王國の名を以て、南島は殆んど支那化したはらんとする傾向を呈したが、慶長中に島津氏の征伐あつてから、又々茲に(アマミク)種族の第三移住時期をなし、其後明治十二年の廢藩置縣は實に(アマミク)種族の第四移住時期と稱すべきである、

つまり、琉球種族なるものは、先づ、西南方から來た(フ

イヌシマ)種族と、東北方から來た(アマミク)種族との混合調和に因りて成立したもので、其間に或は石器種族の餘孽を存するかも知れぬが、今は之を認めることができない、若し現在の土民に就て其骨格容貌からすれば(フイヌシマ)種族の員數は遙に(アマミク)種族に超過してをるに拘はらず、其言語から論ずれば、(アマミク)種族のものが一般に行はれてをる、又其習慣土俗から論ずれば、往々(マライ)式のものも現存してをるに拘はらず、(アマミク)種族の習俗が一般に流行してをることも事實である、又其神話口碑及記録に徴しても、文化の要素は主として(アマミク)種族に據て傳來せられたことを証してをるのみならず、曾て明代以來頼に輸入したところの支那の文化は僅に其一部分に形式を存してをるのみで、方今日本の文化は一瀉千里の勢で南島に普及してをるから、單に其言語風俗のみを以てしては、遠からずして琉球民族と本土民族とを區別しかたきに至るであらうと思ふ



第三章 政治沿革並ニ史論

羽地按司朝秀向象賢が、慶安三年に中山世鑑六冊を撰したのが、抑も琉球史の嚆矢で、遺老傳、仕置書なども亦此時にできた、其後七十五年を経て、享保十年に、其志頭親方文若、蔡温は、この世鑑を漢譯し更に之を補修して中山世譜十二冊を編し、清國冊封使除葆光も中山傳信錄五冊を纂し、球陽二十一冊と舊記十六冊なとも當時の琉球評定所に於て編纂せられ、近く明治初年に至ては伊知地氏の沖繩志もできた、此等は凡て琉球史書の重要なものであるから、予は茲に此等の史書に據て琉球の政治沿革大要を叙し、併せて之が記事に就て聊か論評を試みやうとするのである。

(一) 第一期 舜天時代より西威時代に至る
二條天皇永萬元年、鎮西八郎源爲朝、流に隨て琉球に至り、大里按司の妹と婚し、一男を生み、居ること數年にして歸る、其子名は尊教人呼て舜天といふ、母と共に浦添に在り、甫めて十五歳推されて浦添按司となる、會々天孫氏の裔、徳衰へ繼

臣利勇纂立す、舜天兵を擧げて之を滅し立て王となる時に年二十二、實に後鳥羽天皇文治三年なり、舜天銳意治を圖り、國俗を變し都城を廣め(いろは)四十七字を教へ政績大に擧る、卒す年七十二、子舜馬順熙立つ國内無事なり、其子義本嗣ぎ、年大に早し殺登らす疾行はる、義本懼れ國を伊祖城按司英祖に譲りて隱遁し終る所を知らず、舜天の裔三世七十二年にして絶ゆ、伊祖城按司英祖は天孫氏の裔なり、曾て義本を輔けて聲望あり、龜山天皇文應元年義本の禪を受けて立つ、經界を正し賦歛を均ふし國內大に治る、伊平屋、久米、慶良間等の諸島風を望みて來歸す、大島も亦來り屬す即ち大屋子を遣して之を治めしむ、卒す年七十一、子大成、孫英慈、相踵きて立ち、十四年間無事なり、英慈の子玉城立つに及び、諸按司各々其邑に割據し、奈島終に三分す、是に於て、今歸仁按司は北方國頭を占め、大里按司は南方島尻を有し、玉城は中央に在りて中頭の一部を領するのみ、子西威の代に至り、浦添按司察度之を亡ぼし自ら入て嗣ぐ、時に後村上天皇正平四年なり、英祖の裔五世五十五年にして絶ゆ、爾後三按司三方に鼎立し、互に衝を争ひて攻戰息むことなく、

屬島皆離れて、百餘年間の戦亂時代となれり

(二) 史論の一

永萬元年に、鎮西八郎源爲朝が流に隨て琉球に至つたといふ談柄は、世人一般の信する所となつてをるが、予は兼てより之に就て疑を抱き、親しく琉球に渡りて其事跡を探究するに及んで、一層の疑團を高むるに至つた、

まづ、保元物語の爲朝鬼ヶ島に渡り并最後の事といふ條中に、こんな記事がある

ざる程に永萬元年三月、磯に出て遊ひけるに、白鷺青鷺二つ連れて沖の方へ飛び行くを見て、鷺たに一羽に千里を飛といふに、况や鷺は一二里にはよも過ぎじ、此鳥の飛様は定めて鳥をあらん追ひ見んといふまゝに、早船に乗りて馳せて行くに、日も暮れ夜にもあり、月を箒に漕き行けは暗に既に島形見へければ、漕き寄せたれとも荒磯にて波高く岩岨しくて船を寄すへき様もなし、押廻して見給ふに乾の方より小河を流れ出たりける、御曹司は西國にて船には能く調練せられたり、船をも

損せし押上りて見給へは、長一丈餘ある大童の髪は空様に取揚げたるが、身には毛ひしと生ひて色黒く牛の如くなるが、刀を右に指して多く出てたり怖しなごもいふはかりなし、(中略)島の名を問ひ給へは鬼ヶ島と申す、然れば汝等は鬼の子孫か、さん候、さては聞ふる寶あらは取出せよ見んと宣へは、昔正しく鬼神なりし時は、隱襲、隱笠、浮履劍なごいふ寶ありけり、其比は船なけれとも他國へも渡りて日食人の性をも取りけり、今は果報盡きて寶も失せ形も人になりて他へ行く事も叶はずといふ、さらば島の名を改めんとて、太き葦多く生ひたれば葦島と名附ける、此島俱して七島知行す、之を八丈島、脇島と定めて、年貢を運送すへきよしを申すに、船なくして如何すへきと歎く間、毎年一度船を遣すへき由約束してけり、但今渡りたる験にとて件の大童一人具して歸り給ふ、(下略)

之に據て考へて見るに、爲朝が其配所たりし伊豆大島から舟出して、一夜に渡り着いたといふ所の鬼ヶ島即ち八丈島の脇島と定められた所の葦島といふのが、薩

南三百七十海里なる琉球列島中の沖繩島であると解す
 ことが出来るであらうか、之れ疑の一である
 次に、琉球に於ける爲朝の遺跡といふものを見るに、
 まづ國頭の運天港と中頭の牧湊と島尻の和解森などで
 あるが、之に就ての口碑はこんなことである、

永萬元年に鎮西八郎源爲朝公は伊豆大島の配所を
 脱して西南に航し海上大風に遭ひ舟將に覆没せん
 とす爲朝公は舟人を勵まして運は天に在り何る懼
 るゝに足らんと既にして一港に着す因て運天と名
 つく(中略)爲朝公は國に歸らんとし妻子を具して
 出帆す偶々颶風起り舟將に覆らんとす舟人皆曰く
 此舟は婦人を乗せたり故に龍神之に崇るなりと爲
 朝即ち夫人大里氏及子尊教を牧湊に上陸せしめて
 解纜す夫人幼子を携へて牧湊に在り爲朝の再來を
 待つ牧と待と土音相通す牧湊は即ち待湊なり

運天港には、爲朝が籠つた洞穴といふのがあり、牧湊
 には夫人大里氏の祈願所といふ岩屋があつて、島尻の
 (ワダケナ)森といふのは和解の森の義で、爲朝の始め
 て大里氏に邂逅した所と稱へてをり、安里村の崇元寺
 には爲朝の矢鏃といふものさへ保存してをる、しかし

此矢鏃の偽物であることは明らかなことで、運天、牧湊
 、和解森の地名も、恐らくは、事實から地名が出たもの
 はんよりも、寧ろ地名から事實が造り出されたかの如
 く思はれ、牽強附會の痕跡が、ありくと見えてをる、
 之れ疑の二である

又、爲朝琉球入の事は、抑も何時頃から何人が稱へ始
 めたかを考へて見るに、慶安三年に、琉球の執政向象
 賢といふ人が、中山世鑑に記したのが、實に其蓋觸で
 、其後享保年間に、琉球三司官蔡温は、傳へて之を中
 山世譜に記し、清國冊封使除藤光は、引て之を中山傳
 信録に書し、天保年間に山亭馬琴翁が、巧妙なる筆を
 揮ひ、椿説弓張月の主人公として之を詩化するに及ん
 て、終に普く世に喧傳せらるゝに至つたのである、
 さて向象賢が之を稱へ始めるに、全くかの保元物語の
 記事を種子としたことは掩はんとして蔽ふへからざる
 ことであるが、象賢は何の必要あつて此傳説を出した
 かを考へて見るに、當時琉球は尙質王の時代で、慶長
 十五年尙寧王の失敗以來、一面には薩州の附庸となり
 一面には明廷に朝貢して居たものであるが、此頃は朱
 明の領土日に盛まり、鄭成功等纔に閩浙沿岸に其殘喘

を保つのみで、愛親覺羅氏は大に鵬翼を張て將に四百
 餘州を呑まんとして居た、のみならず、島津光久は機
 に乗して琉球と支那との關係を絶たしめんと謀りつゝ、
 あつたので、琉球に取つては、其存立を全ふせんが爲
 めに、最も巧に其去就を決すへき危急の時であつた、
 そあで、當時琉球の執政たりし向象賢は、まづ兎も角
 も薩州の歡心を繋ぎ置き、除るに款を清國に通して、依
 然兩屬の態度を維持せんとの策に出たもので、慶安三
 年にできた所の中山世鑑は、全部和文を以て綴つたの
 も、琉球の太祖として源爲朝の一子舜天王を推し、崇
 元寺靈廟には所謂天孫氏を排斥して、昭穆の中央に
 は故さらに舜天の位牌を安置したのも、之を其遺著仕
 置書なるものに徴して見るに、明かに琉球の將來に向
 て暗示したる政策方針を窺ふに足る、それから、寛文
 三年首尾よく清聖祖の冊封を受けたのは、更に明白に其
 劃策の成功を証據立て、をる、これ疑の三である、
 假りに一步を譲つて、琉球の運天港に、長身強弓の豪
 傑が漂流したこと、大里按司の妹と婚して一子舜天
 を擧げたこと、夫人と舜天とを牧湊に遣して歸國し
 たこととを凡て事實であるとしても、その所謂長身

強弓の豪傑は、果して爲朝であつたか、斷言すること
 できない、或は自稱爲朝であつたかも知れぬ、保元平
 治亂後平氏の一族漸く海内に跋扈するに當つては、
 卓犖不羈の士が、海に航して武を南島に試みんとした
 もの多々あつたことは、現に沖繩本島の沿岸に於て往
 々その遺跡を認め得られる、これ疑の四である、
 要するに、源八郎爲朝が、伊豆大島の配所を脱して遼
 く琉球に入るとの傳説は、恰もかの、源九郎義經が、
 陸奥衣川の館を出て、蝦夷に逃れ終に韃靼に渡るもの
 談柄と相似たもので、南北地を異にし叔甥人同しから
 ぬけれども、傳説の根柢は甚だ疑はしいもので、向象
 賢が琉球の政略上爲めにする所あつて捏造したもの
 しか思はれない

(三) 第二期 察度時代より尙巴志時代に至る

後龜山天皇文中元年即ち明の洪武五年、明太祖朱
 元璋は、行人揚載をして詔を齎らし來て首里按司
 を招諭す、書意堂々頗る威嚇の風あり、按司詔を
 受け、翌年使を遣はし、表を奉し臣と稱し方物を
 貢す、明主大に喜び賜ふに大統曆及金銀文綺紗羅

等の物を以てす、是に於て琉球始めて支那に通し、以後連年朝貢の端を啓く、明亦屢は使を發して懷柔を務む、洪武七年明主其臣吳禎をして兵を卒ひ來りて琉球を守らしめ、按司に鍍金銀印を贈りて琉球國中山王と號せしめ名を察度も改めしむ、洪武八年琉球の山川を福建に祭る、洪武九年刑部侍郎李洪等、磁器、鉄釜等を齎らし琉球に來り、馬及硫黃と市易す、洪武十六年大里按司も亦使を明に遣はし、表を奉して入て貢す、明主賜ふに鍍金銀印を以てし琉球國山南王承察度と號せしむ、翌年今歸仁按司も亦朝貢す、明主又鍍金銀印を贈り琉球國山北王怕尼芝と號せしむ、是に於て中使梁民等明主の詔を帶ひて琉球に來り三山戰を罷めんことを慰諭す、三王和を辨し各使を明に遣はして恩を謝す、洪武十八年明主三山王に海舟各一を賜ふ、洪武二十三年宮古、八重山、中山に屬す、洪武二十五年中山王其從子日孜等三人をして、明國々士監に入り學を受けしむ、山南王も亦其從子三五郎尾等三人を國士監に入る、明主閩人の操舟に熟せるもの十八氏を送りて、譯使に用ひ兼て渡

航の便に供せしむ、永樂年間送らる所のものと合して閩族三十六姓、琉球に移値して文教の基を啓きたり、察度卒し子武寧嗣く、永樂二年明主成祖行人時中を遣はし察度を冊祭し並に武寧を冊封して中山王となす、此歲山南王承察度從弟汪應祖も亦封を明に受け使を遣はして恩を謝す、使者法を犯す明主寬恕して罪せず、爾來琉球大に明に親しみ全く明の風に化し、漸やく薩を疎して交を薩に絶ち、百有餘年間琉人の我に來るもの殆んど無きに至れり、永樂三年佐敷小按司巴志兵を擧げて中山を討つ、武寧亡ひ察度の系絶も、巴志の父思紹代りて立ち使を遣はし武寧の喪を告げ、永樂五年冊せられて中山王となる、永樂十一年思紹及山南王汪應祖各貢使を明に遣はす、明主二王に永樂錢を贈る、永樂十四年巴志山北を攻む、城陥りて王焚安知死し、山北領土悉く中山に歸す、怕尼芝山北王と号せしより三世三十三年にして亡ふ、永樂二十年巴志父に嗣て立ち、宣德四年山南王花魯每を滅して琉球を統一す、承察度山南王と号してより三世四十六年にして亡ひ領土全く中山に併

せらる、此歲巴志使を明に發し、山南山北既に亡ひて琉球の統一を告げ、上表して冊封を請ふ、明主仁宗即ち冊使柴山をして詔書を齎らし來て巴志を琉球國中山王に封す、宣德五年明主宣宗再ひ柴山を遣はし巴志に授くるに尙姓を以てせしむ、琉球國王の尙姓を稱することより始まる、宣德七年明主復た内官柴山を琉球に遣はし、巴志に囑して書を足利幕府に致し明に通せんことを諭せしむ、巴志使を京都に發し明書を將軍義教に致す、正統四年使館を福建の南臺外に設く、之を蕃使館と云ふ、今の琉球館之なり

(四) 史論の二

附の大業年間に何燈と朱寛が琉球に到達したといふ事は、沖繩に於て決して其跡を認めることができない、陳陵等が隋主の命を受けて兵を進め琉球の都城を焼き男女數千人を擒にして還つたといふ事は、可なりの災變であるに拘はらず、沖繩に於て之に關する口碑をたに存して居らない、元將楊祥等が兵二百人を卒ひて瑠求の港口に關つたといふ事は、若し果して沖繩の港口に

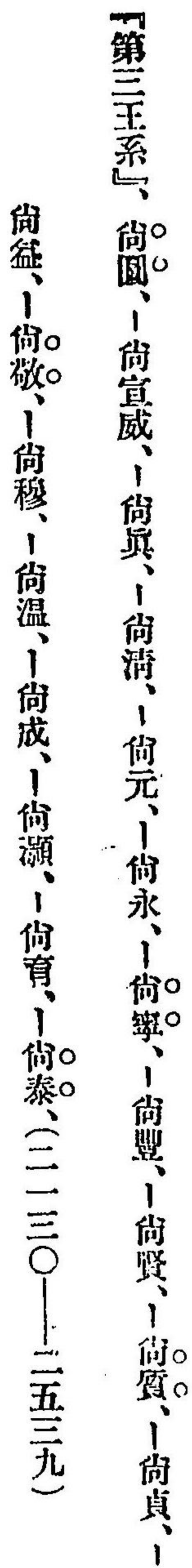
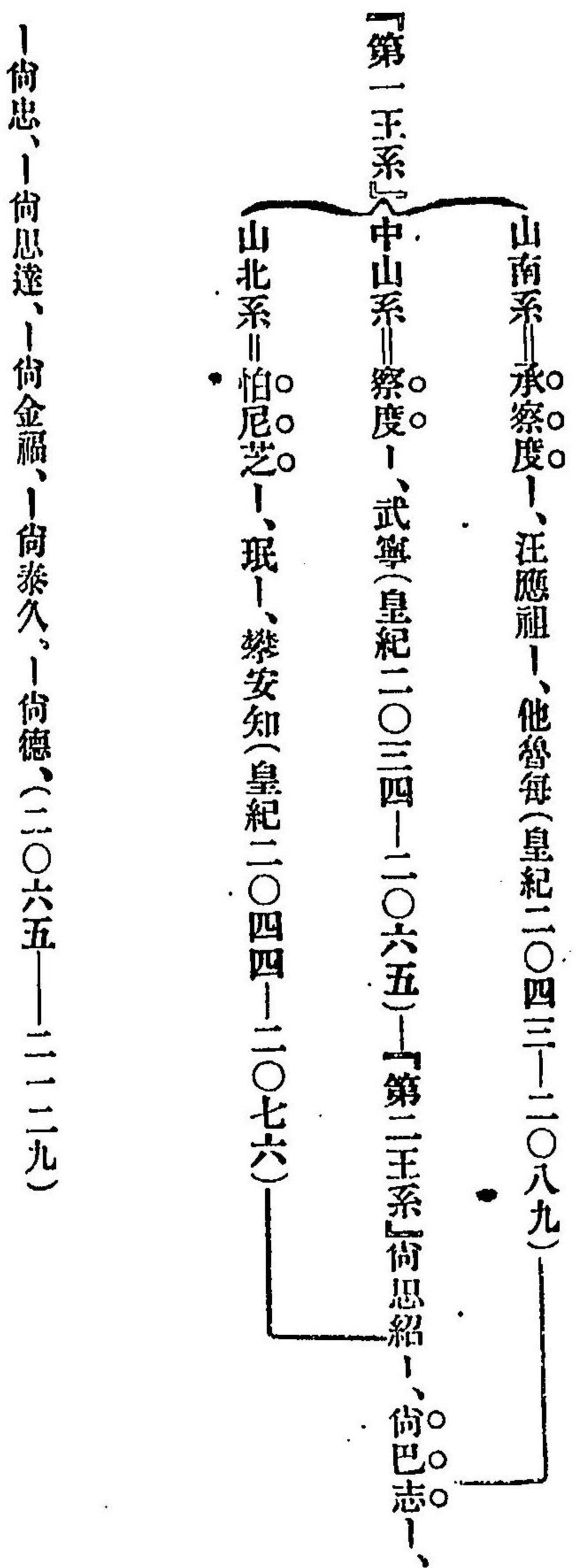
起つた事變であつたならば、泊港か那覇港口かに於て之に關する何等かの傳説などを遺すへき筈であるに決して其痕跡さへ發見することがないのは實に案外である、然るに、之に反して、洪武年間に明主朱元璋が三山を冊封したといふ事實は、沖繩に於て現に歴々其傳説と遺跡とを存して、たしかに沖繩島に起つた事柄であることを斷言することができ、若し彼と是とを對照して、後者は明白な事實であるたけられ、前者はこの沖繩に無關係な事實であることが察せられる、三山冊封の時から沖繩は始めて琉球の名を得たのであつて、其以前には琉球でもなく瑠求でもなく琉球でもなく、所謂南島中の一島であつたのであるが、曾て我朝の直轄となり又太宰府管下であつた所の南島中の沖繩島が、突如として朱明の冊立王國となつたのは、實に沖繩に於ける社會の一大變で、察度が明主の威嚇に會ひ臣と稱して方物を貢し、琉球國中山王となつたのは、實に沖繩が支那に遷した嚆矢である、今試に當時の形勢を考へて見るに、察度が始めて明に朝貢した洪武五年といふ年は、我に於ては後龜山天皇

文中、元年で、南北両朝が紛争最中の時で、彼に於ては元亡ひて明起り、朱氏の勢威は大陸を風靡した時であつたのみならず、沖繩に於ては島内正に三分して互に攻戦して居た時であつたから、首里按司察度は喜んで明主の招諭に應じ、之に因て今歸仁、大里、両按司を凌駕せんとしたのは無理もないことで、當時南海十二島地頭職であつた所の島津貞久も、本領警固に忙はしめて、沖繩までは手を出さず餘裕なく、明太祖及成祖をして縦横に琉球懐柔の手段を盡さしめたのは、實に已を得ないことであつた、加之、爾後琉球は殆んど全く支那化してしまひ、尙巴志が三山を統一した頃になつては、琉球中山王が明主の命を承けて、將軍足利義教に向て速に明國に來聘せよと催促するはとに至つた、時勢の變化とはいへ本末の顛倒も甚しい次第である、之を要するに、沖繩に琉球王國の基礎を立てたのも、日支兩國の關係を胚胎したのも皆此時であつて、察度之が備を作つて、尙巴志之を大成したのである。

(五) 史論の三
琉球に現存する所の、歴代王統系譜を見るに、舜天王を始祖となし、舜馬順熙と義本とを経て、英祖王に傳へ、更に大成と英慈と玉城と西威とを経て、察度に至るとなし、一般に中山を正統に立て、山南と山北とを王系に加へてをらぬ、然しなから、予の見る所を以てすれば、舜天以下西威に至る間は、按司若くは島酋とこそ呼ぶを得べきも、敢て王號を稱せしむべき理由を見出すことができない、琉球王といふ稱號は明代冊封の時から始まつたとするを最も至當と思ふ、且又、山南も山北も曾て嚴然王號を有して中山に對峙したのであるから、琉球王系圖は宜しく次表の如く改むべきである。



琉球王系圖



(六) 第三期 尙忠時代より尙瀨時代に至る

後花園天皇永享十一年尙巴志卒し、子尙忠嗣ぐ、嘉吉元年尙忠卒し、子尙思達嗣て立つ、此歳將軍足利義教は島津忠國に琉球を與へ永く其附屬となさしむ、琉球之より我と通交し、明に朝貢すること舊の如し、寶徳元年尙思達卒し、叔父尙金福立つ、此歳琉球商は藥種及錢を幕府に獻す、寶徳三年琉球商船兵庫に至る、守護細川勝元人を遣り其貨物を抑留す、商之を幕府に訴ふ、尙金福卒するや、弟布里世子志魯と立を争ひて相戦ひ共に傷死す、首里城兵變に罹り明より受けたる鍍金銀印銘毀す、王弟尙泰久推されて立つに及び請ふて再び鍍金銀印を受く、泰久僧芥隱を用ひ、頻に寺院を建て、多く巨鐘を鑄る、仲城按司護佐丸の異志あるを疑ひ討ちて殺す世皆之を寃とす、尋て勝連按司阿摩和利亂をなす鬼大城をして討て平けしむ、寛正元年尙泰久卒し、子尙徳立つ、後土御門天皇文正元年鬼界島亂る、尙徳親ら軍を卒ひて之を平らげ島長を置きて凱旋す、應仁元年使を朝鮮に遣はし方

物を贈り通交を求む、朝鮮王李瑛方冊藏經を贈る、文明元年尙徳久高島に詣て途にして暴死す、世子夫人悉く亂民の殺す所となる、尙巴志の裔七世六十四年間にして絶ゆ、文明二年御鎖側官内閣領主金丸衆に推されて立ち、尋て明の冊封を受く、即ち琉球國中山王尙圓にして實に現尙侯爵家の祖なり、文明四年島津氏は使を琉球に發して來聘を促し船符及大刀を尙圓に與へ、薩船の外は諸國船の入港を禁せしむ、尙圓命に従ふ、文明九年子尙眞立ち、父業を紹述し、地方分封の制を廢し、按司を集めて首里に住し、遙に其領邑を管せしむ、兵器を没し、制度を嚴にし、廟を設け墳を起し、寺院を建て、殉死を禁す、薩に聘すること前後六回にして明に朝すること凡て四回なり、子尙清孫尙元相踵きて立ち、遺志を承けて改革する所多し、尙永の代に至り往々禮を薩に失す、正親町天皇天正十六年島津義弘關白豊臣秀吉の命に依り、僧龍雲を琉球に遣はし、手書を尙永に致し、京師に來聘して秀吉に觀せしむ、尙永之を果さずして卒す、翌年尙寧其遺志を繼ぎ、

正副二使を遣はし書及貢物を齎らし義弘に従て京師に赴き、秀吉に聚落窮に觀し天下の統一を賀せしむ、天正十九年秀吉征韓の役を起し義久に命じて旨を琉球王に傳へ、糧を肥前に送らしめ嚴に明年二月を過ぐることを戒む、尙寧恐懼爲す所を知らず、直に其臣鄭邇をして明に赴き變を告げしむ、既にして秀吉軍を班す、義久尙は糧食を琉球に徴す、尙寧以て島津氏の暴令となし貢聘漸やく怠る、慶長十年尙寧明の封爵を得るに及び、益々明を頼みて薩を疎んす、三司官鄭邇屢は薩の使節を辱しむ、慶長十四年薩遂に琉球征討に決し、樺山久高を大將とし平田増宗を副將とし兵三千を卒ひて發す、義弘家久薩の山川港に出營して遙に軍を督す、久高等大島を平らけ、徳島沖永良部島を降し、運天港に上陸し、進て首里城を圍む、尙寧親族重臣數十人を卒ひて出て降り、兵を發して僅に五旬諸島悉く平らぐ、是に於て久高等二士を留めて戍せしむ所謂る琉球在番之なり、即ち俘虜を以て凱旋す、尙寧薩に至り義久等に謁し叩頭罪を謝す、義久等之を慰め宴を與へて優遇す、慶長

十五年家久尙寧を從へ家康に駿府に謁す、家康篤く二人を饗す、又江戸に至り將軍秀忠に謁す、秀忠二人に賜賚すること頗る懇なり、慶長十六年國老に命し條約十五條を製して尙寧及三司官に授けしむ、尙寧等辨書を薩藩に呈す、鄭邇獨り肯せず遂に殺さる、家久人を諸島に遣はし土地人口を檢せしめ、大島、徳島、喜界、沖永良部及與論の五島を以て薩藩の直轄とし、沖繩以西を琉球の所轄とす、之より琉球永く薩に隸し二按司を置となす所謂る鹿兒島在番之なり、琉球の租額を定めて租米を薩に貢せしめ、又繼續毎に薩藩に稟請し薩藩更に之を幕府に稟して其許可を受くるの制を定む、徳川氏軍職に就くや琉球王必ず使を幕府に發して之を賀す慶賀使之なり、琉球王新に封を襲くや使を江戸に發して製封の恩を謝す謝恩使之なり、琉球又同時に使を支那に發し冊封の恩を謝するものを謝恩使といひ、支那帝の即位を賀すものを慶賀使といふ、而えて租を薩に納る船舶を綾船又楫船と稱し、貢を支那に輸する船舶を進貢船及接貢船と稱す、又た冊封使の乗船を冠船と稱す、蓋し

支那は陰に琉球の隣に謀るを知て而して陽に冊封の虚禮を行ひ、薩は現に琉球の支那に通ずるを知て而して密に貿易の實利を收め、琉球は中間に在て我を母とし彼を父とし以て自ら兩屬の王國と稱したり

尙寧卒し尙豐尙賢相嗣ぎ尙質立つに及び、明亡ひて清興る、島津光久機に乗し琉球をして支那との關係を絶たしめんとす、幕府其議を容るゝこと能はず、靈元天皇寛文三年清主冊封使を琉球に派し、尙質を封して琉球國王となし、新に鍍金銀印を贈る、尙質儉徳あり羽地按司尙象賢之を輔けて大に祖業を紹述す、尙貞尙益を経て尙敬の代に至り、名護親方程順則、具志頭親方蔡温等の人材輩出し、舊弊を改め、政教を布き、農政を起し、琉球の國運是に於て隆盛の極に達す、爾後尙穆、尙温、尙成、尙瀨、四代七十余年間國內無事なるを得たり

(七) 史論の四

察度が中山王に封せられてから、沖繩は琉球として明

の属邦たる端緒を啓き、巴志が三山を統一してから、琉球國王は始めて尙姓を稱し、明太祖成祖の懷柔政策が着々功を奏して、琉球は漸やく我に疎にして支那に親しむ傾向を生じたが、島津忠國意を南嶋の經營に注いでから、我の勢力再び琉球に加はり、尙眞尙眞の代に及んでは日支兩國の文化交々表裏して琉球を扶植し、双方の勢力互に對峙して一時の奇觀を呈した、之を必竟は琉球の去就を困難ならしめて、慶長の厄禍を招くに至らしめた原因となつたのである

尙寧の代に、謝名親方鄭淵は久米村から出て、三司官といふ執政の要に局當り、私に明に頼みて類に薩を侮つたが、此時に秀吉征韓の事あり島津義久は太閤の命を受けて糧を琉球に徴した、征韓の軍既に罷んでも薩が糧を琉球に徴することは尙ほ止まなかつた、そこで、三司官鄭淵等は之を以て島津氏の暴令であるとし、憤激して戦はんとすまで決心するに至つた、之は一面には明國を頼みにした所の事大思想に驅られたものであるが、一面には薩の抑壓に堪へ兼ねた反動であつて、多少の同情を値する点がある、ところが、衆寡固より敵し難く、尙寧を始め重臣數十人捕はれて薩に送られ、

鄭淵は貴を一身に引受けて飽くまで屈せなかつたので終に殺された、鄭淵も亦一廉の氣節ある男兒である、慶長禍難の後に、琉球は薩の附屬として一層過大なる抑壓を忍はねばならぬ境遇に陥り、薩は全く琉球の實權を掌握したけれども、尙は明國に通して冊封を受くる如き虚禮は、知て知らぬまねをなし、見て見ぬふりをなし、却て之を利用して琉球を媒介として、支那と密貿易を營み大なる利益を收めつゝ、あつた

尙質の代に、明亡ひて清興り、琉球は全く支那との關係を失はんとしたが、當時の幕府は島津光久の議を容れなかつたので、攝政尙象賢の巧妙なる政策とに因て、清國の冊封を受け、此難關を通過して依然兩屬の態度を維持することを得た、爾來太平七十四年、琉球の國運峻々として進み、尙敬の代に及びて、英邁果斷なる具志頭親方蔡温は身を久米村に起し、破格を以て三司官となり、政治、經濟、水利、農政、土功等の事、革新建設する所頗る多く、實に琉球の全盛時代に到達した、當時人材雲の如く、名護親方程順則は朱子派の碩儒として名高く、其著六論衍義は清國に於て上梓し傳へて

我邦お至り室鳩巢は之を和譯したといひ、順則曾て江戸に來り物茂卿と面談し、茂卿頻りに朱子學を非難したが、順則は靜に聞き了つて、子は實に朱子以上なり恐らくは聖人ならんと、やつたので流石の茂卿も唯然としたといふ佳話さへ傳わつてをる、其他、山田親雲上も亦博學を以て聞ゆ、蔡温の才識と名護の德行と山田の博學とは、合せて以て子輿に比敵すべしと評判されたといふことである、それから平敷屋朝敏といふ男は、年少氣鋭なる當世の奇才であつたが、深く蔡温の專横を憤り、極力之を除かんとしたので、遂に安謝湊に斬首せられた、其著はす所、昔の下、貧家記、萬歳、若帥、は流麗なる和文を以て綴り、琉歌及組踊脚本數番、共に詞藻の豊富を以て傳へられてをる、天宮城親雲上も亦た蔡温の政敵であつたが、脱俗の明識あつて、夙お羽地に隱遁したので禍を免れた、其著はす所、家流遺言記、琉球俗語古今集などがある、祖慶親雲上も蔡温に抗して八重山に流された男で、其和歌、和文、頗る觀るべきものがある、豊川親方は蔡温幕下の士であつたが、御教條といふ書は蔡温の意を受けて此男の書いたものである、御教條といふのは番所吏員をして

村民に訓諭せしむべき簡條を列擧したもので、一種の候文体であるが、後世兒童に教授する所の教本となつた、思ふにこの「御教條」は琉球國民に向て其心得方を示したものとせば、蔡温の遺著なる「獨物語」は琉球當局者に向て爲政の方針を示したもので、此兩書こそは實に琉球政教の基礎となつたものである。

(八) 第四期 尙育時代より尙泰時代に至る

尙瀾卒して後、尙育の代に當り、弘化元年に佛國軍艦始めて那覇に來り通商を乞ふ、尙育固く之を拒む、弘化三年英國軍艦入港し互市を乞ふ亦聽かず、嘉永元年尙泰嗣て立つ、嘉永三年謝恩使を江戸に發して製封を謝す、甲寅の歲清國の册封を受く、嘉永六年北米合衆國水師提督彼理來りて通商を乞ふ固く拒みて聽かず、彼理強ゆること再三、談判數次遂に條約を交換す、之れ琉球の歐米諸國と通商條約を結ひたりし嚆矢なり、安政元年佛國水師提督干爾杏那那に來り通商を乞ふ、許して和親條約を締結す、安政五年和蘭國欽差全權大使加白莫那那に來りて互市を乞ふ、之亦條約を交換す、

明治四年鹿兒嶋の廢藩置縣に當り、琉球は新に鹿兒嶋縣管下となる、明治五年薩人奈良原幸五郎、伊知地貞馨二人命を受けて琉球に來り、攝政三司官を引見し、懇諭して諸般の制度を改革す、此歲伊江王子、宜野灣親方の正副兩使は東京に至りて、今上陛下の親政を賀し奉る、明治六年尙泰を册封して琉球薩王となし特に華族に列せしめ、邸を東京に賜ひ藩臣祗役せしむ、曾て米佛蘭の三國と交換せし琉球條約は收めて日本政府の條約となし、外務官吏琉球に駐在して其外交を措置す、尙泰使節を東京に派して恩を謝す、前年の冬琉球の民五十四人臺灣に漂到して生蕃に殘害せられ、此年小田縣の民も亦劫掠せらる、副嶋種臣を全權大臣となし清國に遣はし始て條約を交換し因て臺灣の事を申理す、清國化外を以て答ふ、是に於て征臺の議起る、明治七年陸軍中將西郷從道を都督となし、長崎より艦船を發し往て討す、臺灣諸酋長多く款を納る、牡丹社兇頑にして服せず、從道軍を進めて其石門を破り酋長を斬る、生蕃恐懼して投降す、牡丹社も亦降る、清國我征臺の擧を聞て異

見あり、公使柳原前光辨論すれとも諧はず、大久保利通を全權辦理大臣となし清國に赴かしむ、利通北京に至り其總理衙門諸大臣と往復論辨す、英國公使(ウヰイト)間に居て調停す、清國遂に我征臺を以て義舉となし、被害難民撫恤銀十萬兩、臺灣修道建房費四十萬兩を償ひ、島民を檢束して害を航客に加へしめざるを約す、因て征臺の軍を班す、此歲琉球藩を以て内務省の直轄に屬せしむ、明治八年内務大丞松田道之を琉球に遣はし大に藩政の改革を行はしめ、隔年清國に朝貢し、清國に使節を派遣し清帝即位の慶賀使を差遣する等の事を止めしめ、藩王代替に當り清國より冊封を受くる事を禁ず、明治の年号を奉し、年中の儀禮を遵行し、新律綱領を施行し、職制を改め、才俊を撰ひ東京に學はしむ、藩吏遊巡言を左右に托し命に従はざることを荏苒數年に涉り、徒に我に陳情し又支那に哀訴し或は外國公使に依頼して胡息の措置に出んとす、松田大丞諭告辨論甚た力む、琉球藩吏遂に命に従わず、明治十二年三月十一日太政大臣三條實美は斷然廢藩置縣の令を發し、琉球藩を

廢して沖繩縣を置く、尙泰に上京を命し、特に尙弼尙健を華族に列し、松田内務大書記官をして改革の事務を處分せしめ、内務省書記官木梨精一郎は沖繩縣令心得として善後の方針を劃策す、尙泰病と稱して上京延期を請ふ、聽かず、遂に命を奉す、琉球士族等血判して密に命を抗せんと謀るものあり、警察官制して之を止む、首里城を收めて陸軍省所轄となし熊本鎮臺に屬せしむ、爾來沖繩縣に令となり又知事たるもの、曰く鍋島直彬、曰く上杉茂憲、曰く岩村通俊、曰く西村捨三、曰く大迫貞清、曰く福原實、曰く丸岡莞爾、曰く奈良原繁、之なり、就中、奈良原知事は明治二十五年以來繼續して現職に在り、就任最も永く治績觀るべきもの少からず、教育普及して忠愛の風盛に起り、産業發達して民度漸やく高まり、明治廿七八年戰勝後人心頗に一定して百事實に長足の進歩をなしたり、現時徴兵令既に施行せられ、土地整理事業も亦成り、税法改まりて自治制布かれ、沖繩縣は今や殆んど他府縣と同等の地位に立つに至れり、明治三十四年八月元琉球藩王從二位侯爵尙泰

閣下、東京、米、町邸に遷す、親族、舊臣等遺骸を擁護して首里に歸り、尙家歴代の墳墓に葬りたり、

(九) 史論の五

弘化元年に佛艦來り、同三年に英艦來り、嘉永六年に米艦來り、何れも武威を示して通商を迫つた、當時の琉球は、一面には清國の冊立王國で一面には薩州の附庸國であつたに拘らず、歐米人は一の獨立國として之に接し、琉球自身も亦た小弱ながら一の王國として之に應じたのであつた、しかし敢て一國の威嚴を保つだけの武備を有してをたといふでもなく、全く柔能く剛を制するの主義に據り、一切の兵器を撤去して絶對の平和を祈とし、所謂の扇子一本を以て槍劍折衝の間に國命を維持するといふ方針であつたので、當時琉球外交の局に當るものは、よほど骨が折れたに相違ない、若しも琉球が米佛蘭の三國と通商條約を結んだ時に、主として翰旋盡瘁したのは果して誰であつたかといふは、予は斷して牧志朝忠を推すことに躊躇せぬ、朝忠の事蹟は或事情のために、世に傳ふるに至らなかつたが、たしかに琉球近代の志士であると思ふ、茲に

其略傳を紹介する

牧志朝忠、もとの名は板良敷朝展、十八歳の時に御學筆者となり、二十一歳の時に謝恩使兼城某に從て清國に行き能く支那語に通じ、併せて英米佛露の四國語にも達し、歸國の後は首里平等所筆者となつて居た、然るに、弘化元年即ち朝忠二十七日の時に、佛人始めて來て五市を求めた、朝忠は通事係として事務を弁したが其後に英人米人相尋て至り談判稍や難義になつた、時に薩州藩士野元一郎、川上式部、諏訪數馬、島津帶刀等は太守の命を以て交々來て謀議を助けた、けれども當時琉球では、主は幼冲で權臣は頑冥で外人は頻に難題を持ちかけ、折衝應答の任に在るもの苦心甚しかつた、先王の妃佐敷按司加那志は朝忠を崎山御殿に召し、親しく事務を問ひ且つ託するに思を除き民心を安すへき事を以てせられた、朝忠は深く之に感激して自ら國家を以て己か任となし、心を職務に盡して之かためには權豪に忤ふことをも憚らぬまでに決心した、適宜此時に、英人は首里王城を觀覽せんことを要求して再三辭するも肯かなかつ

た、そこで琉球高官等は必ず變あらんことを期し、固く城門を閉ちて待んとしたが、朝忠の意見では、弱は強を抑ふることも能はず小は大に敵するること難し禮を以て之を待つに如かず、縦ひ固く城門を閉つるも彼に大砲あり我に寸兵なし、強て拒かは徒に不測の禍害を蒙るに過ぎない、といふに在つて、急に城に入て高官を諫め顔を犯して之を爭ひ萬一事敗れば已獨り罪に當らんとまでに主張した、けれども高官等は遂に用ゆることができなかつた、やがて英人數百人隊伍整々威武堂々として大砲數門を引き首里城を指してやつて來た、朝忠は出て、之を中山門に迎へ、途中より誘ふて路傍の南城御殿に入らんとしたが、英人承知せず直に守禮門に向つて進んだ、そこで朝忠は馳せて先づ城中に入り、事急なり速に城門を開くへしと告げたので、高官等始めて色を失ひ倉皇として門を開き英人を迎へた、英人は城に入り暫らくして何事もなく歸り去つた

高官等は危ふみ恐れて之を拒んだので、佛人大に怒り惣理官を捕へて艦内に曳き去らんとした、朝忠は百方救解して漸やく事なきを得た、又、米國水兵が、曾て那霸の一婦女を辱しめたので其夫は怒て拳骨を振て水兵を撲殺した事件があつたが、米艦長は其加害者を渡せ否らされは首里城を撃破せんと、嚴談に及んだので高官等は震ひ怖れて何事もなし得なかつたに、朝忠は弁論して無事に濟んだ

朝忠が難に當て避けず、異議に會て沮ます、明敏果斷で事を處したことは概ねこんなものであつたが、當時歐人は外に武威を示し内に吞併の意を抱き、琉球の小弱を侮つて横暴なる條約を逼ること頗る急であつたに拘らず、朝忠は常に單身で琉球外交の衝に當り、巧に臨機應變の略を行つて、この難關を切り抜け無事に通商條約を締結して免に角に琉球の態面を維持することを得た

かような次第で、薩州太守公からも數度褒賞を受けたことがあつたが、安政二年八月に、朝忠は功を以て讀谷山間切大灣地頭職となり、同四年には

十五人席に就き申口方吟味役に任せられ、又兵和志間切牧志地頭職に轉じ、南風平等惣地頭職に累進した、

薩州太守公は深く朝忠の才を愛せられて、藩士園田仁右衛門、大窪八太郎を琉球に遣はし、弘化九年以來五六年間も朝忠に就て英米國語を學ばしめ、二士歸るの後は市來正右衛門、岩下新之丞をして代て學ばしめた、安政五年には薩州太守公から琉球高官に内命して、英國火輪船一隻を附屬器機及銃劍等を購買せられんとしたが、高官等遂巡して百方之を辭した、そこで太守公は更に攝政大里王子、三司官池城親方、譜久山親方、小鏝親方、玉川王子、恩河紫冠並に朝忠の七人を指名して購求の事を依頼したのであつたが、適才太守公の逝去に會ふて果さなかつた、此事あつて以來は、朝忠を嫉む一派の輩は私に流言を放つて、朝忠等七人の者は陰に異志を抱き、今王を廢して玉川王子を立てんとすなどと言ひ觸らしたので、王は人をして之を探索せしめたが一の事實をも見出さなかつた、それで一派の輩は罪の已に及はんことを恐

れて、百方諛構して朝忠を陷濟したので、朝忠は終に官を奪はれ祿を剝かれて、牢獄に幽蔽せらるゝに至つた、しかし三年の後に薩州公は召して英米國語教師となさんとし、命して釋放せしめたので、朝忠は鹿兒嶋に赴かんとて、文久二年七月十日に那覇港より舟に乗て出發したが、殘波岬を過ぐる頃、突然舟中で死んだ、時に年四十五、或は自ら海に投じたといひ、或は人に殺害されたといひ、兎に角に有爲の資を抱て無殘の最後を遂げたことは事實で、誠に悼はしいことであつた、

(十) 史論の六

琉球の人傑、具志頭親方蔡温は、其遺著、獨物語なるもの、冒頭に、
御當國之儀、偏小之國力を以て、唐大和へ之御勤御座候付ては、御分力不相應程之御事候、然其前代より王國にして立來候義は、御當國諸山氣脈悉致連屬其形蜿蜒如龍有之、又御當國之座取も分野星辰之内洪福之星に差當申候故、此程御政道之本法乍無案内兎や角相濟來事候

と述へてをるが、蔡温の言ふ如く、琉球は果して前代より王國として立來つたものであらうか、若し一の王國であつたとしても、其所謂唐大和への御勤といふのを以て見れば、決して完全な獨立王國と認むることができない、琉球は果して唐即ち支那に属すべきものか、大和即ち薩州に属すべきものか、將た亦た日支兩属といふべきものか、こゝが一考を値する点である、抑も、隋唐宋元時代の所謂琉求、流求、瑠球といふのは明代以來の琉球と全く別であることは予の屢ば論した所であるが、今の沖繩は明代より清代に涉つて常に琉球國中王といふ冊封を受け、臣と稱して朝貢の禮を盡し、正朔を奉して其属邦となつて居たもので、此点から見れば、たしかに明清の冊立王國と稱すべき事實を存して居る、
然るに、沖繩が琉球王國の名を得た當時には、南海十

こんな次第であるので、若し薩州の方面から見れば琉球は其附庸で、支那の方面から見れば琉球は其冊立王國で、双方共に其所屬たるべき相應の條件を具へて居たものである、それで、琉球は日支兩國の中間に介在して自ら兩屬と稱し、守禮之邦と号し、一切の武備を撤去して小心翼翼々双方の機嫌を伺ふことを務め、蔡温の所謂「御政道之本法乍無案内兎や角相濟來事候」であつた、
しかし、日支兩國は互に合意協約して、琉球を兩國聯合保護の下に置いたかといふに、決してそうでない、即ち、支那から冊封使一行が冠船に帆を擧げて堂々と琉球に乗込で來るときには、まづ那覇埠頭の迎恩門に迎へて、那覇の大使館に案内し、安里村の崇元寺に於て先王の諭祭と嗣王の冊封とを行ひ、首里城中の北殿に導いて、組踊を演したり爬龍船を催したりなどして、上下心を盡して歡待するのであるが、この冊封使滞在中は、王を始め琉球吏員は一般に制規の服裝をなし、路傍の和文で書いた高札などは凡て取除かれ、那覇薩州在番所の表門は固く鎖され、在番始め薩州役人は凡て首里を距る三里許なる北谷地方に隠れ避けて一行の

歸り去るを待つののである、又首里城中の南殿は薩人を待遇する所で、王度冊封使を待遇する所の北殿と向ひ合になつてゐるので、冊封使の來た時、此所には深く簾を垂れて外より見透かされぬようにするのであるが、薩人は往々此所に忍び込みて北殿の様子を窺ふことがあるから、曾て享保の頃に琉球に來た清國冊封使徐葆光は、心ありげに「南殿有客」と皮肉の言を放つたので、琉球吏員は背に汗を流し顔の色をかへて心配したこともあつたのである、つまり、薩人は琉球が清に通して居ることを能く知つて居て、清人も琉球が薩に通して居ることを能く知つて居たに拘はらず、双方共に表面はごこちでも知らぬ顔で過ぎ來たものである。

思へばかの明治七年に於ける征臺の舉は、實に琉球の死命を制した所の快事であつて、大久保伊東の臺灣に關する清國談判の成功は取も直さず琉球の處分に就て確乎たる決定を與へたるものであつた、當時英國公使居中調停の勞與つて力あつたにせよ、今にして思へば、うまうまいと評するより外はない、若しもあの時に清國が直に表面から琉球の所屬問題を提出して來たなら

らは、縦ひ、薩が附庸として琉球の内政に干渉した事實と、清が冊立王國として琉球を臣屬視した名分とを比較して、其間に輕重親疎の差異があつたにせよ、かくを容易に琉球處分が解決せられることは恐らく覺束なかつたであらうと思はる、しかも征臺事件が局を結んでから、我明治政府は着々琉球の内政を改革して、まづ清國との關係を絶たしめ、明治十二年には斷然廢藩置縣を實行したのであつたが、此時に及びて清國は何かと故障を入れて争はんとしたけれども、琉球は既に沖繩縣として全く我縣治の下に入つた後で、名實共に清國をして一点も容喙せしむべき餘地を遣し居らなかつた、

人或は曰く、今の琉球は亡國であると、之は實に妄言である、如何にも、琉球中山王の号は廢せられ、清國朝貢の事は停止されたに相違ないが、之は單に一面に於て支那との關係を斷絶した所の外交上の變化と見做すへきに過ぎないことで、一面に於て琉球は依然我が日本帝國の一部として其存立を維持して居た、のみならず、徳川幕府大政奉還の結果として、王政維新の世となり廢藩置縣の事が行はれたので、琉球も全國各藩

と同じく沖繩縣となつただけのことである、況んや洪武年間に明朱元璋の冊封を受けて支那と關係を結んだ其以前に溯つて考へるならば、沖繩は所謂南嶋中の一嶋として我王朝の直轄となり又太宰府管下となつたこともあつたのであるから、沖繩現今の境遇は寧ろ古の狀態に立歸つた所の目出度き復古こそ稱すべきであるまいか、』



(近刊豫告)

琉球の研究

目次

中卷

第一章 琉球の地文及人文

- (一) 琉球の経緯度、區劃、人口
- (二) 琉球列島の地形、地質、(圖、二)
- (三) 沖繩本島の地形、地質、(圖、二)
- (四) 氣象象
- (五) 動物物
- (六) 植物物
- (七) 産業業
- (八) 教育育
- (九) 宗教教
- (十) 風俗俗

第二章 琉球の名所舊蹟

- (一) 那覇港の翠煙
- (二) 泊灣の餘波
- (三) 首里城の夕照、(■、一)
- (四) 田舎の旅路
- (五) 離島の片帆

下卷

第一章 琉球古代の韻辭

- (一) おもろ
- (二) おひし
- (三) おがんつゝ
- (四) おなかへ
- (五) くわいにや

第二章 琉球近代の歌謠

- (一) 琉歌
- (二) 短歌
- (三) 長歌
- (四) 國頭さばくり
- (五) 押太鼓ふし
- (六) 越來ふし
- (七) 河平ふし
- (八) 口説ふし
- (九) 子守歌
- (十) はやり歌

第三章 琉球の戯曲

- (一) 狂言
- (二) 組踊

第四章 琉球人の和文及和歌

第五章 琉球人の漢文及詩

(終)

明治三十九年十月十一日印刷
全 年十月十八日發行

定價金拾五錢

長崎縣北松浦郡平戸村二百二十五番戸

青森縣士族

著者兼發行者

加藤三吾

佐世保市松浦町五十二番地

印刷人

熊澤武二

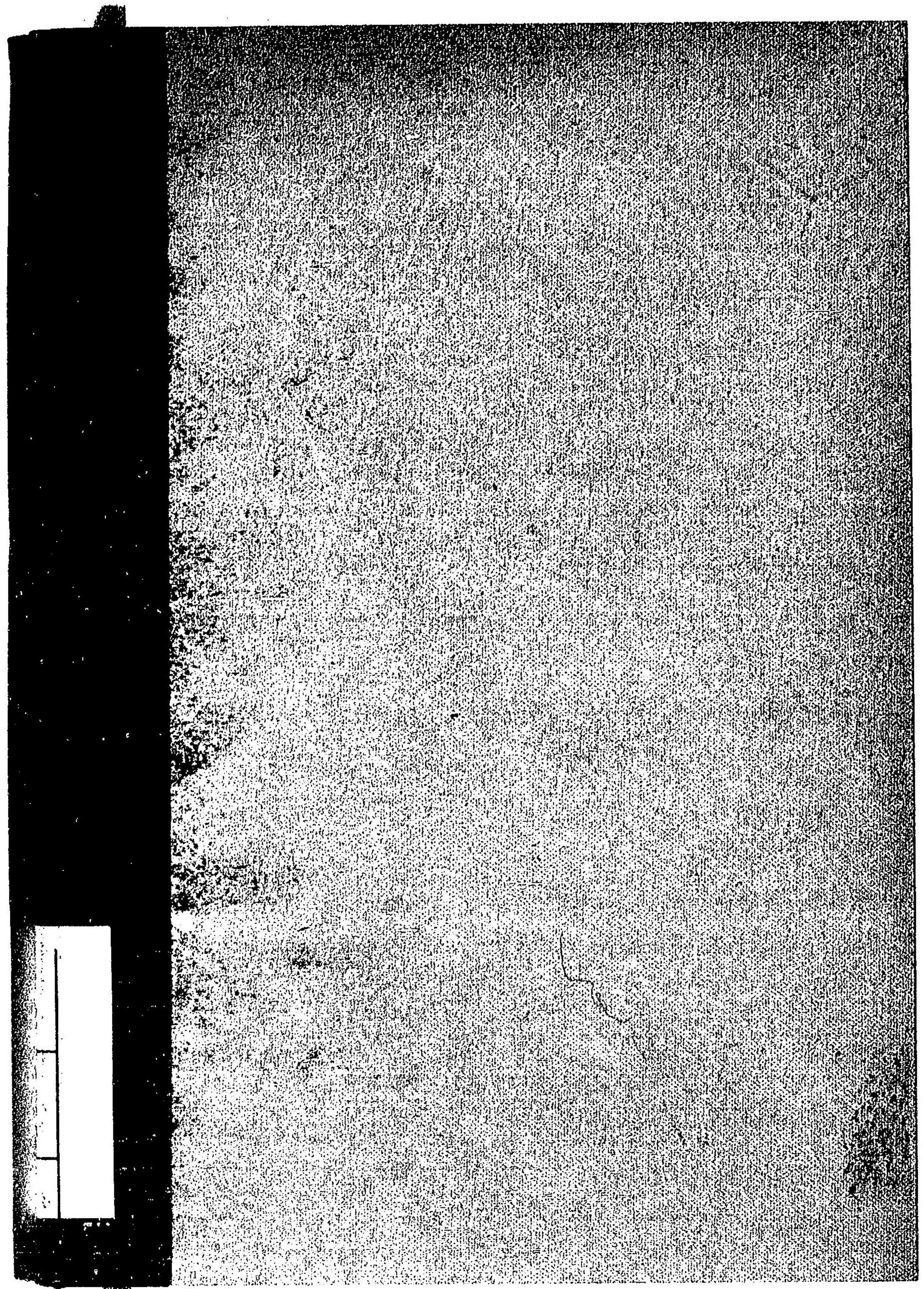
佐世保市松浦町五十二番地

印刷所

魁成舎

版權所有





291.99
Ka657r

026352-001-7

291.99-Ka657r

琉球の研究

加藤 三吾/著

1冊(上31p)

M39-40

ADC-4139

